

令和3年度 第2回

春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和4年1月20日 開催

議題1 令和4年度における国民健康保険事業の運営について・・・・・・・・・・ 1

議題2 未就学児の被保険者均等割額の減額について・・・・・・・・・・ 4

議題1 令和4年度における国民健康保険事業の運営について

(1) 令和4年度国民健康保険事業費納付金（本算定）

令和4年度納付金 77億1,152万9,135円
(被保険者1人当たり 141,273円)

令和3年度納付金 76億1,524万498円
(被保険者1人当たり 132,929円)

平成28年度納付金 1人当たり 127,234円

令和4年度納付金 1人当たり 141,273円

平成28年度 → 令和4年度 平均伸び率 1.76%

(2) 事業費納付金の変動の要因

当市の医療費の状況は、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で減少したが、令和3年度は大きく増加すると見込んでいる。

愛知県全体の状況も同様で、令和3年度は市町村に対する普通交付金が不足すると見込まれており、これまでの決算剰余金から本年度不足分を補填することで対応している。令和4年度の事業費納付金については、医療費の増加が見込まれていること、昨年度の納付金額を抑えて算定したことなどにより、大幅な増額になったとしている。

本市の1人当たり医療費の状況(単位:円)

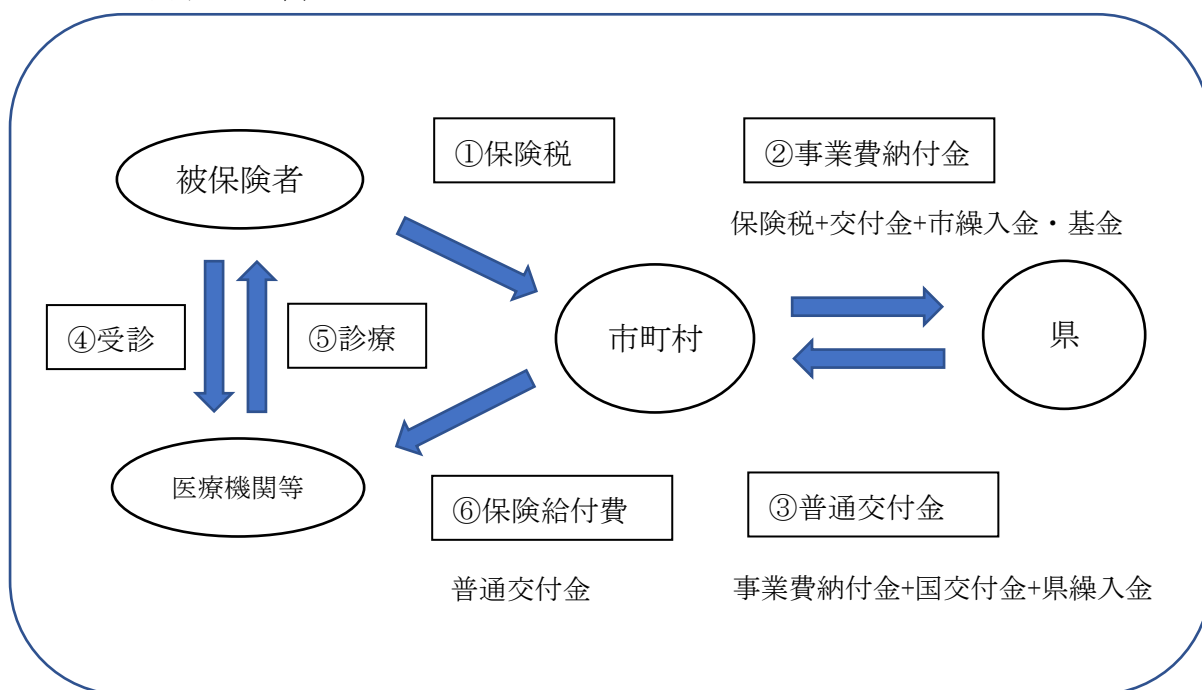
給付種別	R1	R2(前年比)	R3見込(前年比)
療養給付費	246,624	240,676(△2.4%)	261,196(8.5%)
療養費	2,570	2,482(△3.4%)	2,340(△5.7%)
高額療養費	32,316	32,844(1.6%)	34,078(3.8%)

<< 参考:国民健康保険の仕組み >>

現在の国民健康保険制度は、愛知県が財政運営主体となり、国からの交付金や県内市町村が納める事業費納付金を財源に運営されている。

各市町村国保が医療機関等へ支払う保険給付費は、県からの普通交付金で支払われている。県は県内の直近医療費の状況から翌年度の県全体の医療費を推計して事業運営に必要な額を算出し、事業費納付金として市町村から徴収する。このため、医療費の状況が翌年度の事業費納付金の金額に影響する。

※イメージ図



(3) 令和4年度の国保財政への影響

今回の事業費納付金を用いて積算すると、約1.3億円不足する見込みとなった。また、本市ではこれまでの事業運営の中で積み立てた基金があり、令和3年度末の基金残高は約17.2億円となる予測である。

事業費納付金を支払うための主な財源は国民健康保険税であり、納付金額が増加した場合は税率を上げる必要があるが、被保険者への影響を最小限に抑えるため、不足分は基金を活用して対応することとする。

令和3年度末の基金残高予測 約17.2億円

(4) 税率について

令和3年度税率

区 分	3方式		
	所得割	均等割	平等割
基礎課税額	5.9%	24,500円	22,000円
後期高齢者支援金分等課税額	2.0%	9,900円	9,000円
介護納付金課税額	1.5%	9,700円	6,000円
合 計	9.4%	44,100円	37,000円

令和4年度の税率 税率は現行のとおりとする

議題2 未就学児の被保険者均等割額の減額について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第66号。令和4年4月1日施行)の成立に伴い、子ども、子育て支援の拡充のために、未就学児に係る被保険者均等割額の2分の1を減額する。
(令和4年4月1日施行)

法定軽減世帯における未就学児の均等割額

(単位:円)

未就学児 均等割額	軽減無し		2割軽減		5割軽減		7割軽減	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
基礎課税(医療保険)額	24,500	12,250	19,600	9,800	12,250	6,125	7,350	3,675
後期高齢者支援金等課税額	9,900	4,950	7,920	3,960	4,950	2,475	2,970	1,485

◎令和3年9月末現在、被保険者のうち未就学児の数 約1,300人

◎約2,000万円の調定額減(令和3年9月末時点の未就学児数に軽減世帯の割合を考慮)を見込む。

◎減額分の2分の1を国、4分の1を県が負担。市の負担は4分の1。